

令和4年9月分

受付日	提案テーマ	提案内容	主管課の考え方や処理方針	主管課
9月12日	役場に行けません	<p>役場に用事があり行かなければいけないのだが、職員がコロナに感染しており、コロナにうつりたくなく感染リスクが高く行けません。</p> <p>無症状者も居そうですし。感染対策が甘いのではないですか？PCR検査してますか。</p> <p>役場が感染対策呼び掛けて、職員が感染してたら示しが見つかりませんよ。しっかりして下さい。</p>	<p>この度は、ご心配をおかけして申し訳ございません。</p> <p>新型コロナウイルス感染症予防対策を、職員一人ひとりが徹底しておりますが、ご承知のとおり本町職員においても感染者が発生している状況です。</p> <p>感染者や濃厚接触者は、国の方針通り自宅待機し、感染拡大防止に努めております。</p> <p>今後も引き続き、感染防止の徹底に努めてまいりますので、ご理解いただきますよう、お願いいたします。</p>	人事課
9月14日	美熊台の歩道橋	<p>美熊台の歩道橋ですが、夜とても暗いです。</p> <p>岸田歯科近くの階段横に街灯はありますが、大木があるためにまったく光が届きません。</p> <p>また、その木の葉が落ちるころには階段に落ちてたまり、雨の日には滑ります。</p> <p>木を少し小さくしてもらいたい。また歩道橋自体も明るくなるよう街灯など検討して頂けると幸いです。</p>	<p>ご指摘いただきました、岸田歯科近くの階段横の道路照明灯につきまして、現地の状況を確認したところ、街路樹の枝葉が道路照明灯や歩道橋まで張り出してきていることから、道路照明の機能が十分発揮できていないことや木の葉が階段付近に落ちていることを確認しました。</p> <p>つきましては、通行に支障となっている枝葉の剪定を実施します。また、歩道橋の明るさについては、剪定後に状況確認を行います。</p> <p>今後とも、住民の皆さまが安全かつ安心して生活できるよう適正な維持管理に努めてまいりますのでご理解賜りますようお願いいたします。</p>	道路公園課
9月26日	議員数の削減	<p>大阪府内の市議が犯罪で逮捕されるなど議員の資質が問われる報道を聞き腹立ちさを感じています。</p> <p>私は、従前から国会議員も含め地方議員の数が多すぎるからこのような資質のない議員が当選するのだと常々思っています。</p> <p>熊取町においては、矢野議員が議長に就任された際、議員の削減など議会の改革を行っていくと議会だよりに掲載されていたと記憶しています。</p> <p>残念ながら、その後の議員の削減の経過など一切ホームページで公表されていなく、議会の閉鎖感を大変感じています。</p> <p>わがまち提案箱に議員の資質についての投稿を拝見しましたが、熊取町でも議員数が多いから居眠りするなど資質のない議員が当選するのだと思います。</p> <p>維新の議員さんも議員数を削減することを公約に当選されていると思います。どのような行動を起こされているのでしょうか。保身しかできない議員では削減できません。</p> <p>来年4月には統一地方選挙があります。議員数を減らすよう現議員の常識ある判断を期待しています。</p>	<p>この度は、貴重なご意見を賜り、ありがとうございます。</p> <p>議員定数につきましては、令和元年9月に、議員7人で構成する「議会改革検討特別委員会」の中で、調査検討してまいりました。</p> <p>特別委員会での審議におきましては、定数について、削減すべきという意見と維持すべきという意見の2つを中心に行い、最終的に採決の結果、定数は現状の14名が妥当という決定に至りました。</p> <p>その結果につきましては、令和4年3月議会本会議において報告され、令和4年5月発行の『議会だより』にて、その内容の掲載を行ったところでした。</p> <p>しかしながら、議員定数につきましては、今後も社会情勢等を踏まえつつ、適宜適切に検討し、協議を重ねてまいります。</p> <p>なお、ホームページにおいて、議員定数の検討経過が掲載されていないのご意見でございますが、議会では、全ての案件は、会議の都度、検討結果をホームページに会議録として掲載するとともに、次の会期までの間、会議の様子をYouTubeの動画として配信もさせていただいております。</p> <p>しかしながら、ホームページにつきましては、議会だよりと同様に、住民の皆さまへの貴重な情報媒体となりますので、今回のご提案も踏まえ、今後も記事の内容の精査を行い、見やすい掲載を心がけてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。</p>	議会総務課

令和4年9月分

受付日	提案テーマ	提案内容	主管課の考え方や処理方針	主管課
9月29日	野田地区地車庫前の車での通行の妨げ	<p>毎年祭禮前になると、野田地区が地車を小屋から出して鳴り物の練習をしたり、地車の点検？をしたりする時に、地車庫前の通行に危険性を感じています。</p> <p>普段から見通しが悪く、国道170号の方から来た時は地車庫寄りに通行して安全確認をしなければなりません。</p> <p>地車を道路に出してるときはそれが出来ず、ましてや地車に関わる多数の人たちが道路にまで座り込んでおり、通行する車を迷惑そうに見ます。</p> <p>迷惑なのはこちらの方です。地車を道路に出すことを咎めるわけではないんです。ただ、座ってる人の誰かが交通整理をしてくれないかと思ってました。そういう配慮もなく安全に祭禮が執り行われるとは考えられません。個人的にその場で注意してトラブルになりたくないので提案した次第です。</p>	<p>ご意見いただきました、「野田地区地車庫前の車での通行の妨げ」につきましては、だんじりを所有する野田地区の青年団役員にメールの内容をお伝えし、車が安全に安心して通行できるよう、だんじりに関わるマナーも含め、注意喚起していただくことをお伝えしましたので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p>	生涯学習推進課